

香川県教育委員会10月定例会会議録

1. 開催日時 令和3年10月21日(木)
開 会 午前9時30分
閉 会 午前10時47分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教 育 長	工 代 祐 司
委 員	小 坂 真 智 子
委 員	平 野 美 紀
委 員	藤 澤 茜
委 員	木 下 敬 三
委 員	蓮 井 明 博

4. 教育長及び委員以外の出席者

副教育長	小 川 秀 樹
教育次長兼政策調整監	海 津 洋
教育次長	小 柳 和 代
総務課長	藪 木 泰 伸
義務教育課長	原 田 智
高校教育課長	金 子 達 雄
特別支援教育課長	北 村 宏 美
保健体育課長	宮 滝 寛 己
生涯学習・文化財課長	渡 邊 智 子
義務教育課長補佐(兼)主任管理主事	西 原 明
高校教育課長補佐(兼)主任管理主事	長 林 真 司
高校教育課長補佐(兼)主任指導主事	渡 辺 謙
特別支援教育課副主幹	野 田 知 良
義務教育課主任管理主事	石 田 啓 昭
義務教育課主任管理主事	仲 西 長 代
高校教育課主任管理主事	藤 谷 丈 雄
高校教育課主任指導主事	綾 英 則
高校教育課主任指導主事	川 東 芳 文
総務課主任	猪 池 美 智 子
高校教育課主任	三 谷 進

傍聴人 なし

5. 会議録の承認

9月定例会の会議録署名委員の平野委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題のうち、議案第2号及び第3号は、教育委員会において会議を公開しないことと定めているもののうち、「個人に関する情報であって、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び「県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあること」に該当するため、非公開としたい旨を発議。

各委員に諮り、非公開とすることに決した。

7. 議案

○議案第1号 専決処分事項の承認（令和3年9月香川県議会定例会に提案された教育委員会関係議案（追加提案分）に対する意見について）

総務課長から、令和3年9月香川県議会定例会に提案された教育委員会関係議案（追加提案分）に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に規定する教育委員会の意見について、議会日程等の関係上、教育長の専決により「異議なし」と回答した旨、報告。

【質疑】

＜小坂委員＞学校にサーマルカメラを設置したとのことであるが、複数の生徒が通過しても感知するような性能のものなのか。

＜高校教育課長＞7インチ程度のモニターが設置されたカメラで、その前を通過した生徒一人ひとりの体温が瞬時に測定でき、カメラの前で立ち止まらずに前を横切っても測定可能な高性能の機器となっている。

＜小坂委員＞計測された体温が高い場合は、生徒が自分自身で把握できるのか。

＜高校教育課長＞設定した温度以上の体温が計測された場合は、音等で知らせる仕様となっており、その際には当然、生徒は立ち止まって温度を確認することとなる。

基本的に生徒は自宅で検温を行ってから登校することとなっているが、学校に来てからも再度検温し、測定した結果データが機器に蓄積されるため、体温の高い生徒の有無を教員が確認可能な仕様となっている。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 令和3年度教育実践優秀表彰について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

- その他事項1 令和4年度香川県公立学校教員採用選考試験の結果について
高校教育課長から、令和4年度香川県公立学校教員採用選考試験の結果について説明。

【質疑・意見交換】

- ＜木下委員＞辞退者は毎年いるのか。
＜高校教育課長＞他県と重複合格することがあるため、義務教育課関係で30～40名の辞退者がいる。高校教育課関係でも数名の辞退者がいる。
＜木下委員＞延伸制度というのは、何年まで可能なのか。
＜高校教育課長＞今現在が大学生で、大学院に進学を希望する者も対象としているため、最長2年延伸可能としている。
＜教育長＞辞退者が30～40名出るかもしれないとのことであるが、辞退者があれば繰上げ合格されるということか。
＜義務教育課長＞そのとおりである。
＜教育長＞秋募集は、中学校も募集したのか。
＜義務教育課長＞中学校も募集し、応募があった。

- その他事項2 令和4年度香川県公立高等学校入学者選抜実施細目について
高校教育課長から、令和4年度香川県公立高等学校入学者選抜実施細目について説明。

【質疑・意見交換】

- ＜平野委員＞先ほど親族宅に居住するならば「通学型」になるとの説明があったが、高校生が単身で来る場合は受検できないのか。また、親族宅に住む「通学型」で受検し、その後親族が転勤等で転居することとなった場合はどうなるのか。
＜高校教育課長＞入学試験の段階では「転住型」と「通学型」に区分し、「転住型」の場合は、高校生が単身で香川県に来て地元の身元引受人等のところで生活することを想定している。「転住型」「通学型」双方の受入れをする学校と、「通学型」しか受入れしない学校があり、委員指摘の案件は「通学型」しか受入れしない学校でのケースとなるが、生徒が入学した後、家庭の状況が変更となる場合は、

学校と相談して県内に身元引受人を探す等、生徒に不利益とならないよう対応することとなる。

＜平野委員＞「転住型」と「通学型」は生徒へのフォローが違うということか。

＜高校教育課長＞「通学型」の場合、生徒への対応は基本的に県内の生徒と変わらない。「転住型」の場合は、生活拠点をしっかりと構えてあげる必要がある。

＜藤澤委員＞長期入院や施設等に通っている生徒がいるが、そのような場合、調査書には表れてくるのか。担任の教員が記載し、学校長が確認して提出するものであるが、担任が把握しきれない事項を記載することは難しいと思う。どのようになっているのか。

＜高校教育課長＞それぞれの中学校の判断によるところであるが、「人物・適性等に関する所見」の欄に、現在の生活状況について記載することがあろうと思うが、もしかしたら中学校側がそのようなことを記載することで生徒にとって受検が不利になるのではないかと考え、あえて記載しない学校もあろうかと思う。入学後にはその子の支援ということで必要な事項ではあるが、入試に直接関係のない情報であることから、記載するかどうかは中学校側で判断するものであると考えている。

＜小柳教育次長＞「各教科の学習の記録」については、適応指導教室に通っている生徒がいる場合、学級担任が適応指導教室と連携して、可能な限りテストを実施するなど、その子の学習状況を調査書の中に反映できるよう取り組んでいる。

「人物、適性等に関する所見」については、担任がしっかりと施設等から聞き取り等を行い、できる限り情報を集めて作成するよう努めている。

＜藤澤委員＞保護者は、どのように調査書に記載されているのかが、最も気になるところであると思うので、うまく反映してもらえたらよいと考える。

＜教育長＞全国募集において、「通学型」のみを募集対象とする学科において、県内に居住する親族を身元引受人とする場合が今回追加されることとなるが、このことは、受検者はどのようにして知ることか。

＜高校教育課長＞全国募集を担当する企画グループが作成したパンフレット「せとうち留学」に記載している。

＜教育長＞パンフレットに記載されていることは承知しているが、実際に試験に申込みをする際に確認する書類にも記載していなければ、学校側が知るだけで、受検者側には伝わらないということはないのか。

＜高校教育課担当＞入学者選抜実施細目の 19 ページに記載している。また、これだけでは分かりにくいこともあるため、県外の中学校に対しては、県外からの受検に関わる内容を抜粋した文書を実施細目に添えて送付しており、その中にも明記している。

＜教育長＞実施細目に記載していることは分かるが、受検者に伝わるかどうかの問題である。他県の中学校の教員が、香川県の全国募集について詳しく承知しているとは考えられないため、可能な限り受検者の目につきやすい方策は取れないのか。

- ＜高校教育課担当＞県教委のホームページにも掲載している。
- ＜教育長＞より一層わかりやすくしてほしい。
- ＜平野委員＞入試細目は県外の中学校にも送付するのか。
- ＜川東主任指導主事＞県外から受検する場合は、必ず高校教育課に連絡をすることとなっているため、連絡を受ければ該当の中学校に送付することとなる。
- ＜高校教育課長＞実際に受検を考える生徒は、ホームページや「せとうち留学」のパンフレットを見ることで判断することとなるため、それらをより分かりやすくしたいと思う。
- ＜平野委員＞各高校のホームページにも全国募集に関する情報は掲載されているのか。
- ＜高校教育課長＞「せとうち留学」のホームページから各学校のホームページにリンクが貼られており、各学校のホームページでも情報を掲載している。
- ＜平野委員＞ある学校に興味を持ってホームページを見た際に、他県からでも受検できることが分からなければ受検者は増えないと思う。
- ＜蓮井委員＞それに関連して、作成したパンフレット「せとうち留学」に、単身でも香川を受検できるとか、親族宅に住むことで受検できるということを、Q&Aで記載するだけでなく、パンフレットの冒頭に分かりやすく記載したほうがよいと思う。
- ＜平野委員＞私もそう思う。香川県で勉強させたいと思うだけでなく、〇〇高校が野球やフェンシングで活躍する場面を見て、その高校のホームページを閲覧したら県外から受けられるということを知ることがあるかと思う。香川県に興味を持って受検を考えるだけでなく、その高校に行きたいと思うような学校のPRをしなければならないと思う。

- その他事項3 令和4年度香川県立特別支援学校入学者選考要綱について
特別支援教育課長から、令和4年度香川県立特別支援学校入学者選考要綱について説明。

【質疑・意見交換】 無し